

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 横版の定例会提出予定議案をお願いいたします。1ページでございます。

議案第1号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

専決処分について、これを報告し承認を求めるものでございます。次のページでございます。専決第6号 専決処分書

平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。平成24年11月20日専決でございます。

次のページ、平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算補正

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ450万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,011万7,000円とするものでございます。

次9ページお願いいたします。この専決処分につきましては、12月16日執行の衆議院議員総選挙関係にかかるものでございます。

歳入

14款 3項 1目総務費委託金450万1,000円。選挙費委託金で衆議院議員選挙費でございます。

歳出でございます。

2款 1項 13目財政調整基金費が19万円の減額でございます。これは一般財源分といたしまして、基金積立金を減額するものでございます。

2款 4項 4目衆議院議員選挙費469万1,000円。1節の報酬72万5,000円。3節職員手当等188万5,000円。これについては12月5日から始まっております期日前投票、それから16日の投票及び開票の際の立会人、選挙従事者の手当でございます。次が賃金24万2,000円、これについては役場臨時職員が投開票事務に従事した場合の事務従事手当、それから選挙公報配布の賃金でございます。8節報償費4万円、これは謝礼としてポスター掲示場を設置した敷地の所有者に対する謝礼でございます。9節旅費2万4,000円。選挙管理委員への費用弁償及び職員の普通旅費でございます。11節需用費102万1,000円。これについては投票受付事務の消耗品、投票入場券の印刷、投票所の灯油代などでございます。12節役務費15万9,000円。これは入場券の郵送料でございます。13節委託料7,000円は選挙公報仕分け配達委託料。14節使用料及び賃借料6万3,000円。これについては投票所の使用料及び選挙に使用した車の借上げ料でございます。15節工事請負費52万5,000円。ポスター掲示場工事でございます。これについては51箇所ポスター掲示場の設置及

び撤去の工事にかかるものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 採決

○議長（武石善治） 議案第1号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は原案どおり決して、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治）

異議なし認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第2号上程・付託

○議長（武石善治） 日程第6 議案第2号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 13ページお願いいたします。

議案第2号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算補正

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ350万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,362万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

19ページをお願いいたします。歳入でございます。主なものを説明させていただきます。

11款 1項 1目農林水産業費分担金20万円の追加でございます。農業基盤整備工事費分担金でございます。これについては八木沢地区整備事業の事業費が増加になることによりまして、分担金も増加するものでございます。

13款 1項 1目民生費国庫負担金4万1,000円の減額。

14款 1項 1目民生費県負担金74万6,000円の減額。これは国庫特会に関連する歳入でございまして、精算による減でございます。

次のページでございます。14款 3項 3目移譲事務費13万5,000円の追加でございます。これはこれまで、県が行っていたものを村が権限移譲を受けて事務を行っていることに対して県からの委託金が入るものでございます。実績によるものでございます。

次のページ、15款 2項 1目不動産売払収入1万1,000円の追加でございます。素材

売払収入でございます。まず下段の 010 木材売払収入 1 万 1,000 円でございますが、これについては東北電力の線架保障でございます。上の段 005 増材売払収入 912 万 2,000 円の減額でございます。これ土産沢の木材売払いに関するものでございまして、立木販売するというので、節の科目を変更いたしまして、この造材売払収入を減額いたしまして、次のページでございます。4 節立木売払収入に節を移したものでございます。

19 款 4 項 5 目雑入 388 万 7,000 円の追加でございます。これは後期高齢者医療療養給付費返還金でございます。平成 23 年度精算分によるものでございます。

次、歳出でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費 65 万 9,000 円の追加でございます。3 節職員手当等 30 万円は時間外勤務手当でございます。4 節共済費 18 万 6,000 円。公務災害補償基金納付金でございます。これについては東日本大震災で遺族補償などによりまして額が増えたことによりまして、今年度 1 年限り特別に負担するものでございます。全国総額で 77 億円という基金を徴収するものの村負担分でございます。8 目自治振興費、これについては、これまでの地域おこし協力隊の名称変更によりまして内訳の変更でございます。11 目地域公共交通費 23 万 3,000 円の追加でございます。市町村有償運行委託料 13 万 1,000 円。これについては小阿仁号の冬用タイヤでございます。タクシーデマンド委託料 10 万 2,000 円。これについては実績が増える見込みによる委託料の追加でございます。

次のページ、13 目財政調整基金費 1,402 万 7,000 円の減額。財源といたしまして基金積立金を減額するものでございます。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費。2 款 5 項 1 目統計調査総務費、ともに職員の時間外勤務手当、それぞれ 10 万円でございます。

次ぎ 25 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 310 万円の追加、13 節委託料、高齢者等宅除排雪事業委託料でございます。昨年も 1 年限りということで同様の名前の事業を実施いたしました。今年も若干の内容の見直しをいたしまして実施するための予算でございます。3 目老人福祉費 1,512 万 1,000 円、うち 28 節繰出金 1,445 万 9,000 円、介護保険事業特別会計へ繰出金、これは特別会計での介護給付費の増に伴うものでございます。6 目障害者福祉費 801 万 7,000 円の追加でございます。23 節償還金利子及び割引料。うち障害者福祉サービス費返還金につきましては、平成 23 年度の精算分によるものでございます。

次のページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 166 万円の追加でございます。8 節報償費 158 万円でございます。これについては子宝祝金の追加でございます。

次、28 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費 341 万 8,000 円の減額でございます。このうち 19 節負担金補助及び交付金、中山間地域基盤整備事業費、減額の 157 万 5,000 円でございます。これについては八木沢地区の事業費の増に伴うものが 70 万円、それから西山下地区整備事業、棚田地区の事業でございます。が、これの取り止めによる減額 227 万 5,000 円の減、これを相殺したものでございます。

次のページ、6款 2項 1目林業総務費 84万 6,000円でございます。19節負担金補助及び交付金 64万 6,000円の追加でございます。森林保全整備事業費でございます。これは大館北秋田森林組合が、国、県の補助を受けて実施した事業の際の村の嵩上げ補助でございます。実績見込みによる増でございます。

次が 31 ページでございます。9款 1項 2目常備消防費 271万 9,000円の減額でございます。13節委託料、常備消防委託料 261万 9,000円の減額、これは当初予算で1億 388万円計上しておりました常備消防委託料を実績により減額したものでございます。

次、戻っていただきまして、16 ページをお願いいたします。これが第2表の債務負担行為でございます。事項といたしましては、ごみ収集運搬業務委託、期間が平成 24 年度から 27 年度、限度額が 4,441万 2,000円でございます。これは現在委託しておりますごみ収集運搬業務委託が今年度で終了いたします。そのため平成 25 年度から 27 年度までの3年間につきまして、新規に契約するわけですけれども、今年度中の契約執行するために、今回債務負担をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第 3 号～日程第 10 号 議案 6 号まで上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 7 議案第 3 号 平成 24 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 10 議案第 6 号 平成 24 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件まで、4 件を一括議題といたします。

順次、説明をしてください。はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 同じく 39 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 3 号 平成 24 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）であります。

次のとおり定めるものであります。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,517 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,284 万 6,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳出の方から説明させていただきたいと思っております。48 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出。2款 1項 1目一般被保険者療養給付費であります。1,249万 6,000円の補正であります。これにつきましては、11 月までの実績見込みに対する補正であります。2目退

職被保険者等療養給付費、これも同様であります。93万3,000円であります。3目一般被保険者療養費、これにつきましては財源更正をさせていただいております。

2款 2項 1目一般被保険者高額療養費、これにつきましても、11月までの実績見込みによりまして388万5,000円の補正をさせていただいております。2款 4項 1目出産育児一時金であります。42万円の補正であります。これにつきましては、2月に出産予定の方が1名おられますので、その分について補正をさせていただいております。2款 5項 1目葬祭費であります。これにつきましては、11月までの実績見込額に対して10万円を補正させていただいております。

3款 1項 1目、次のページの6款 1項 1目、それから7款 1項 1目、2目等につきまして、同様に財源更正をさせていただいております。

それから9款 1項 1目基金積立金、これにつきましては、基金積立金の利息の部分について9万5,000円を減額補正させていただいております。

12款 1項 1目予備費であります。これは歳出の給付費の調整をここで調整させていただいております。256万8,000円の減額補正ということになります。

続きまして歳入であります。45ページをお開きいただきたいと思っております。歳入。3款国庫支出金 1項国庫負担金 1目療養給付費負担金であります。これは給付費に伴いました国の負担金であります。313万6,000円の補正であります。3款 2項 1目財政調整交付金、これは国庫補助金によるもので、これも給付費に対する交付金であります。88万3,000円の補正であります。

同じく6款 2項 2目県調整交付金であります。これも同様に療養給付費によります県の調整交付金であります。64万6,000円の補正になります。

次のページをお願いいたします。

7款 1項 1目、2目、同様に実績に伴うものであります。1目の高額医療費共同事業交付金につきましては497万7,000円。それから2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては802万3,000円の補正となります。

8款 1項 1目利子及び配当金であります。これにつまきしては、財政調整基金の利子の分について積立てをして予算上しておりますけれども、利率の関係で4万2,000円の減額というふうなことになります。

9款 1項 1目であります。一般会計繰入金であります。これは経営基盤安定繰入金、保険税軽減分でありますけれども、96万8,000円の減額であります。2節保険基盤安定繰入金、これは保険者支援分であります。8万4,000円の減額であります。4節出産育児一時繰入金であります。これは先ほど説明したとおり、2月1件で28万円となります。5節財政安定化支援事業繰入金であります。これは県の財務指標によりまして168万円の減額というふうなことになります。

以上であります。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 同じく 53 ページでございます。

議案第 4 号 平成 24 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 184 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,917 万 3,000 円とするものであります。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

内訳についてですが、初めに歳出の方をご説明いたしますので、60 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 15 万円の追加でございます。3 節職員手当、これは時間外勤務手当として 15 万円の追加でございます。2 目施設管理費 199 万 3,000 円の減額でございます。12 節役務費 64 万 8,000 円の追加、これは上仏社と五反沢の汚泥処理分の追加でございます。15 節工事請負費 264 万 1,000 円の減額でございます。これは当初小沢田処理場の屋根塗装工事として計上しておりましたが、実施の段階で再度検討することといたしていただいております。これについては、次年度において工法、それから事業量等を再算定させていただき予定でございますので、今回減額させていただきました。

戻って 59 ページをお開きください。歳入であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 184 万 3,000 円の減額であります。これは先ほどご説明いたしました歳出の財源について一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上です。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 同じく 67 ページをお願いいたします。

議案第 5 号 平成 24 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）であります。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,536 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 4,183 万 7,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正予算」による。

最初に歳出の方を説明させていただきます。75 ページ

1 款 1 項 1 目一般管理費であります。101 万 9,000 円の追加であります。これにつきましては、介護保険システム改修委託料。これは認定入力関係のマークシートの読み込みのソフトでありますけれども、データ申請接続のための改修であります。

2 款 1 項 1 目介護サービス給付費であります。これは在宅介護サービスの給付費の分 3,400 万円の追加であります。

3款 1項 1目であります。介護予防事業費になります。これにつきましては25万円の追加であります。内訳は次のページお願いいたします。3節、これは時間外の10万円あります。7節賃金15万円につきましては、事業関連にかかる運転賃金であります。2目包括的支援・任意事業費10万円の追加補正であります。これにつきましては職員手当、いわゆる時間外の部分であります。

続きまして歳入であります。73ページになります。

3款 1項 1目であります。国庫負担金の部分であります。介護給付費負担金、これにつきましては給付費にかかる国の負担金であります。680万円の追加補正であります。

4款 1項 1目介護給付費交付金、これは支払基金交付金であります。同様に給付費に伴って増える部分であります。986万円の追加であります。

5款 1項 1目介護給付費負担金、これは県負担金の部分であります。これも同様に給付費が増えることに伴って増える部分であります。425万円の追加であります。

次のページをお願いいたします。7款 1項 1目介護給付費繰入金であります。これは一般会計からの繰入金になります。1,309万円、これも給付費に伴う村負担分の部分であります。それから4目その他一般会計繰入金、これは先ほどシステム改修等、それから予防事業費分に係る一般会計からの繰入金136万9,000円の追加であります。

以上であります。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 別冊になっております定例会提出議案をお願いいたします。1ページでございます。

議案第6号 平成24年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて。平成24年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は、施設管理費分として、平成24年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を184万3,000円減額し、4,875万2,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方財政法の規定によりこの議案を提出するものでございます。

以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。はい、2番、長井君。

○2番（長井直人） チョット確認なのですが、議案第2号に戻りまして、一般会計補正予算の方、16ページ、第2表の債務負担行為に関してですけれども、この期間のところ、平成25年度から平成27年度ということで説明あったのですけれども、標記の方は24年度から27年度になっていますが。

○議長（武石善治） はい、総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 契約の期間は25年度から27年度になりますけれども、予算執行といたしまして、平成25年4月1日からすぐ業務を開始したいということで、平成24

年度中に、25年度から27年度の契約を執行したいということで、債務負担は今回の議会でお願いしたいということでございます。

○議長（武石善治） 2番、よろしいですか。2番、長井君。

○2番（長井直人） よければいいのですけれども、期間としては、25年から27年になると思うので、この標記でよければいいのですけれども。問題がなければ結構ですけれども。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 金額としては、24年度は、数字はゼロでございますけれども、この債務負担がないと契約行為が進められないということでお願いしていますかので、よろしくお願ひします。

○議長（武石善治） 2番、よろしいですか。

（「はい」の声）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第3号から議案第6号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第7号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第11 議案第7号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 同じく2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例について

提案理由 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことにより、村税条例を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

3ページになります。上小阿仁村村税条例（昭和31年上小阿仁村条例第1号）の一部を次のように改正する。

1つ目は、第35条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

2つ目であります。附則第8条の2を附則第8条の3とし、附則第8条の次に次の1条を加える。内容につきましては、1番目の35条の2のただし書きにつきましては、寡婦の人は、申告によって控除していましたが、年金収入の方につきましては、現況調査をやることによって寡婦控除ができるようになったために、この項目を削らせていただくというふうな内容であります。

それから附則第8条の2の部分につきましては、地域決定型地方税制特例措置、わが町特例というのが新たに導入されてきて、この中で第8条の2の部分については、2つ項目ありまして、下水道溝除外施設の部分に4分の3の割合を決定することができるというふうな内容が1つ。それからもう1つは雨水貯留浸透施設の部分について3分の2の割合に

することができるというふうなことがありますて、それを条例改正するというものであります。

どちらにつきましても上小阿仁村には該当する施設がございませんので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第7号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第8号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第12 議案第7号 上小阿仁村職員定数条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 5ページでございます。

議案第8号 上小阿仁村職員定数条例の一部を改正する条例について、上小阿仁村職員定数条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由いたしましては、業務の実態に合わせまして職員定数の見直しをするため、この条例を提出するものでございます。

次のページでございます。上小阿仁村職員定数条例の一部を改正する条例

第2表中の表を次のように改正するという事で、村の一般職に属します常勤の職員の定数を定めた表の改正でございます。改正前の表が、事務部局の定数合計で129人となっております。これを下段でございますが、改正後、事務部局定数、議会事務局が2人、村長部局80人、教育委員会部局7人、農業委員会部局1人、合計90人と改正するものでございます。

参考までに現在の人員は、合計で81名となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第8号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第9号及び日程第14 議案10号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第13 議案第9号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例についての件及び日程第 14 議案第 10 号 上小阿仁村下水道上の一部を改正する条例について、2 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 同じく議案の 7 ページであります。

議案第 9 号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは農業集落排水事業の経営安定化のため提出するものであります。

次のページをご覧ください。

農業集落は排水施設の設置及び管理に関する条例の第 1 表を改正するものでございます。第 1 表の表中一般世帯、基本料金、世帯割 1,600 円。世帯員割、水洗便所有が 400 円、水洗便所無しのもので 350 円。事業所・工場等、基本料金 事業所割 1,600 円。1 立方メートルあたり 150 円のもの下の表のように一般世帯、世帯割が 1,800 円。世帯員割 600 円（水洗便所有）、水洗便所無しで 550 円。事業所・工場等、事業所割 1,800 円。1 立方メートルあたり 150 円に改めるものでございます。

施行は、平成 25 年 4 月 1 日からとしてございます。

同じく議案の 9 ページでございます。

議案第 10 号 上小阿仁村下水道条例の一部を改正する条例についてであります。これは公共下水道事業の経営安定化のため提出するものでございます。

次のページをご覧ください。上小阿仁村下水道条例の別表を改正するものでございます。

一般世帯基本料金、世帯割 1,600 円、世帯員割（水洗便所有）400 円、水洗便所無しで 350 円。事業所・工場等、基本料金、事業所割 1,600 円。1 立方メートルあたり 150 円のもの一般世帯、世帯割 1,800 円。世帯員割（水洗便所有）600 円。水洗便所無し 550 円。事業所・工場等、事業所割 1,800 円、1 立方メートルあたり 150 円に改めるものでございます。

施行は、平成 25 年 4 月 1 日からとしてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 9 号及び議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 15 議案第 11 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 15 議案第 11 号 秋田県町村電算システム共同事業組合設立についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 11 ページでございます。

議案第 11 号 秋田県町村電算システム共同事業組合の設立について

地方自治法第 284 条第 2 項の規定により、平成 25 年 4 月 1 日から、別紙 12 町村と電算共同システムの整備、管理及び運営に関する事務、並びに電算共同システムに関わるネットワークの整備、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、秋田県町村電算システム共同事業組合を設立するものとする。

提案理由でございますが、これについては、行政報告しておりますように、県内 12 町村で電算共同化を進めることになりましたけれども、この運営方法を地方自治法に定める一部事務組合方式で行うことになっております。この一部事務組合の設立については、構成する全部の議会の議決が必要なことから、この議案提出させていただいております。

次のページ、規約でございます。秋田県町村電算システム共同事業組合規約（案）でございます。

主なものを説明させていただきます。

第 1 条 組合の名称。この組合は秋田県町村電算システム共同事業組合という。

第 2 条 組合を組織する町村。組合は別表に掲げる町村をもって組織する、ということで町村会を構成する 12 町村で構成されることとなります。

第 3 条 組合の共同処理する事務といたしまして、第 1 号として、電算共同システムの整備、管理及び運営に関する事務。第 2 号として、電算共同システムに関わるネットワークの整備、管理及び運営に関する事務でございます。

第 4 条は、組合所在地を定めております。

第 5 条 組合の組織及び議員の選出方法。組合の議会の議員の定数は 12 名となっておりまして、第 2 項として組合の議員は、組合町村の議会の議長をもって充てるということになります。

第 6 条 組合の議員の任期。組合議員の任期は、組合町村の議会の議長として在任する期間とする。第 2 項 組合の議員が組合町村議長としての職を失ったときは、組合の議員の職を失うということになっております。

第 7 条 議長及び副議長については、組合の議会は組合の議員のうちから議長及び副議長各 1 名を選挙することなどを規定しております。

第 8 条でございますが、管理者及び副管理者の設置並びに選任の方法。組合に管理者 1 人及び副管理者 11 人を置く。第 2 項 管理者及び副管理者は組合町村の長をもって充てる。ということで、構成する 12 町村の町村長全員が管理者又は副管理者となることになっております。

次のページでございます。

第 9 条の職員でございますが、組合に会計管理者、事務局長その他必要な職員を置き、管理者がこれを任免する。

第 10 条 監査委員の設置及び選任方法。組合に監査委員 2 人を置く。第 2 項 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合の議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。第 3 項 監査委員の任期は識見を有する者にあつては 4 年とし、組

合の議員のうちから選任される者にあつては組合の議員の任期による。

第 11 条については、組合に経費の支弁の方法について定めております。

附則といたしまして、この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとなっております。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 16 請願・陳情 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 16 請願・陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した請願・陳情は、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（武石善治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

15 時 31 分 散会